

流れ橋が流失

台風18号による木津川の増水で、今年4月26日に復旧した流れ橋が、またも流失し、通行止めになりました。



橋板が流されて橋脚だけになった流れ橋

道路にあふれ出した大谷川
(橋本東山本)



ボートで住民を運ぶ消防署員
(橋本東山本)



台風18号がもたらした大雨で、市内で床上浸水30戸、床下浸水856戸、停電839戸、冠水で市道18カ所・府道4カ所が通行止めとなる大きな被害を受けました。

9月16日午前5時5分には、大雨特別警報が発令された。男山周辺の土砂災害警戒区域にお住まいの皆さんに避難勧告を発令し、避難を呼びかけましたが、幸いにも土砂による被害は少なく、人的被害も免れました。

台風18号で大雨特別警報発令 市内各所で浸水被害

台風18号による被災者への支援制度

台風18号で被害にあわれた皆さんに心からお見舞い申し上げます。市では、被害状況に応じてご利用いただける支援制度をまとめました。詳細については、各担当課にお問い合わせください。

<証明書>

り災(被災)証明 総務課

①被災者②り災(被災)証明書の発行

証明書手数料 課税課・納税課・市民課

①被災による保険請求や融資等を受けるため、諸証明の提出が必要な場合で、り災証明書の交付を受けた人
②所得・課税証明書、法人に関する証明書、土地・家屋関係証明書、納税証明書、住民基本台帳、戸籍関係証明書の手数料の免除

<見舞金>

災害見舞金 福祉総務課

①床上浸水以上の被災者
②被災世帯に見舞金を支給

<税金・保険料・保育料等>

市・府民税 課税課

①床上浸水以上の被災者
②市・府民税の減免および納期限の延長

固定資産税等 課税課

①被災した家屋、償却資産(床上浸水以上)
②固定資産税・都市計画税の減免および納期限の延長

市税等の納付 納税課

①家屋・資産の被災により市税等の納付が困難な人
②納税相談による分割納付(9月16日以降の納期限の市税等)

国保料等の納付 保険料収納課

①家屋・資産の被災により国保料等の納付が困難な人
②納付相談による分割納付(9月16日以降の納期限の国保料等)

介護保険 高齢介護課

①被災者で一定の要件を満たす人
②介護保険料の徴収猶予および減免、利用者負担額の減免

国民健康保険 国保医療課

①被災者で一定の要件を満たす人
②国民健康保険料の徴収猶予および減免、一部負担金の減免

後期高齢者医療 国保医療課

①被災者で一定の要件を満たす人
②後期高齢者医療保険料の徴収猶予および減免、一部負担金の減免

保育料 保育・幼稚園課

①被災者で一定の要件を満たす人
②市立幼稚園、保育園、こども園の保育料および乳幼児健康支援サービス事業保育料の減免、一部減免

施設使用料 子育て支援課

①被災者で一定の要件を満たす人
②放課後児童健全育成施設使用料の減免、一部減免

<手当>

子育て支援課・障がい福祉課

①被災者で一定の要件を満たす人
②児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給(子育て支援課)、特別障害者手当等の所得制限適用除外(障がい福祉課)

<ごみ処理>

ごみ処理手数料 環境業務課

①被災者
②ごみ処理手数料の減免、一部減免

<上下水道>

上下水道料金 水道総務課

①災害家屋等の上(下)水道契約者で、使用水量が平月使用量(前年同期の使用水量等)よりも増加している場合
②台風18号による災害に伴い、平月使用水量よりも増加した部分の上下水道料金の減免

<その他>

中小企業融資(府制度)の紹介および利子補給 商工観光課

①融資については被災し、り災証明書の交付を受けた中小企業者
利子補給については、京都府融資制度のうち対象制度を利用した中小企業者
②災害復旧に必要な設備資金、運転資金の貸し付けについての府の制度の紹介および利子補給

生活保護適正化ホットライン



市は、生活保護制度の運営を厳正に行い、不正受給や暴力団員の受給、貧困ビジネスなどからの被害を防止するとともに、生活保護を受けるべき人が受けられるようにするため「生活保護適正化ホットライン」を設置しています。市庁舎内に専用電話、パソコンおよび窓口を設置し、市民の皆さんからの生活保護適正化についての情報を受け付けます。その情報に基づいて、調査を行い緊急に保護決定を行ったり、また不正などが認められたときには、保護費の返還や必要な指導および保護の停止・廃止を行うとともに、悪質なときは法的対応も含めた厳正な対応を行います。情報提供をした人の個人情報保護は厳守します。なお、個人情報保護の関係上、いただいた情報に対する回答はできません。

生活保護適正化ホットライン窓口

窓口 市庁舎1階 保護課
専用電話番号 983-1585
※月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時に調査員が対応します。
メールアドレス seikatsuhogo@mb.city.yawata.kyoto.jp
◆問い合わせ 保護課

生活保護制度は、資産や能力、その他あらゆるものを活用して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にその人の自立助長を図ることを目的とする制度です。
市は、その主旨に基づき、今後も生活保護の適正化に取り組んでいきます。

住宅等の増改築には、京都府産木材の利用を

京都府産木材の利用拡大を目的として、住宅・店舗・事務所の増改築に、京都府産木材を使用した場合、木材購入費に助成をします。
木材は断熱性が高く、調湿作用がある、人に優しい素材であり、再利用可能な資源で環境にやさしい素材です。
住宅等の増改築には、京都府産木材を利用しましょう。
※木造住宅耐震改修事業に活用できる場合があります。
▼対象 市内で住宅・店舗・事務所を増改築(木造住宅耐震改修を含む)する市民

所を増改築(木造住宅耐震改修を含む)する市民
▼要件 増改築に京都府産木材を0.3㎡以上使用した場合
▼助成額 京都府産木材購入費の2分の1以内で、住宅の場合は20万円、店舗・事務所は30万円を限度として助成(1住宅等あたり)。
※詳細については、市のホームページをご覧ください。
◆問い合わせ 農業振興課